

令和 7 年度西淀川区コミュニティ育成事業業務委託 仕様書

1 業務名称

令和 7 年度西淀川区コミュニティ育成事業業務委託

2 業務目的・概要

価値観の多様化やプライバシー意識の高まりにより地域への愛着・帰属意識が低下し、地域における人と人とのつながりが希薄化している。

本業務は、区民や市民活動団体、企業等西淀川区に関わる様々な方との協働によりイベントやスポーツ大会等を開催し、多くの区民が参加し交流できる場を提供することで地域コミュニティの活性化に寄与することを目的とする。

3 契約期間

令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 3 1 日

4 業務内容

(1) 西淀川区民まつり

区民や市民活動団体、企業等西淀川区に関わる様々な方との協働で、多くの区民が参加する区民まつりを開催することによって地域コミュニティの活性化を図る。

(ア) 実施日 令和 7 年 11 月 9 日 (日) 10 時～16 時

※予備日：令和 7 年 11 月 16 日 (日)

(イ) 実施場所 西淀川区内 (発注者が指定する場所)

(ウ) 業務内容

- ・ 西淀川区民まつりの企画、調整、運営、広報、会場整備、設営、撤収、行事進行、警備、清掃等を行うこと。
- ・ 令和 7 年 (2025 年) 度は「西淀川区制 100 周年」であるため、区制 100 周年を記念する内容で西淀川区民まつりのメインとなる催しを実施すること。
- ・ 区民の地域への愛着・帰属意識が向上するとともに、多くの若年層や外国にルーツのある方の出展、出演、来場が促進される内容や手法を取り入れること。
- ・ 企画内容に応じてテント、ステージ、音響等必要な設備を設置し、運営に必要な資材やスタッフ等についても準備すること。
- ・ 当日は市民活動団体等の協力を得て運営ボランティアを募って運営すること。また、市民活動団体以外にも公募するなど広く募集すること。
- ・ 会場にテントを設置し、区内市民活動団体の出店を募ること。なお、区内市民活動団体の出店料は安価とすること。
- ・ 区内の飲食店、物販店等の事業者が出店できる企画内容とすること。

- ・ 模擬店については大阪市保健所の指導を遵守すること。
- ・ 地域代表者及び区内各種団体等の代表者等で構成し、西淀川区民まっりの企画内容の協議・決定を行う西淀川区民まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置し、事務局として運營業務を行うこと。なお、実行委員会の委員は発注者と協議して決定すること。年3回程度開催予定。
- ・ 実行委員会や関係機関との打ち合わせに伴う資料作成、印刷などを行うこと。
- ・ 広報物の作成及び配布を実施すること。
- ・ 会場には必要に応じて電源を確保すること。
- ・ 雨天等により中止となった際は発注者と協議のうえ、代替事業について検討すること。
- ・ 参加者へのアンケートの実施や来場者数の把握等、事業の効果検証を行うこと。

(2) スポーツイベント

スポーツを通じて地域コミュニティの活性化および区民の生涯スポーツの振興を図る。

①区民スポーツ大会

(ア) 実施場所 西淀川区内又は当該事業の目的を果たせる場所

(イ) 業務内容

- ・ スポーツ活動を行っている区民が日ごろの練習の成果を発揮する場として、以下の区民スポーツ大会を実施すること。

	種目	発注者が想定する開催日・場所	
		開催日	開催場所
①	ゲートボール	令和7年5月中旬	区内ゲートボール場
②	バレーボール	令和7年6月中旬	区内体育施設
③	卓球	令和7年7月13日(日)※1	西淀川スポーツセンター
④	軟式野球	令和7年5～10月※1	区内グラウンド
⑤	ソフトボール	令和7年5～6月	区内グラウンド
⑥	少年軟式野球	令和7年9～10月	区内グラウンド

- ・ 開催日、場所について上記以外の開催日、場所で提案しても構わない。ただし、契約締結後、西淀川区体育厚生協会との協議のうえ決定する。

※1 候補日として発注者が施設優先利用制度により確保済

- ・ 区民スポーツ大会の企画、調整、運営、広報、会場整備、設営、撤収、行事進行、警備、清掃等を行うこと。
- ・ 実施にあたっては、西淀川区体育厚生協会と協働で実施できる内容とすること。
- ・ 関係機関との打ち合わせに伴う資料作成、印刷などを行うこと。
- ・ 必要に応じて広報物の作成及び配布を実施すること。
- ・ その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、発注者と事前調整を行うこと。

②西淀川区民駅伝大会&親子ミニマラソン

西淀川区の宝である大野川緑陰道路を中心に区民駅伝大会及び親子ミニマラソン（以下「駅伝大会等」という。）を開催することで、住民の交流を促進し地域コミュニティの活性化および区民の生涯スポーツの振興を図る。

(ア) 実施時期 令和8年2月15日(日)(予定) ※雨天中止

(イ) 実施場所 西淀公園(大和田1丁目)及び大野川緑陰道路

(ウ) 業務内容

- ・ 駅伝大会等の企画、調整、運営、広報、会場整備、設営、撤収、行事進行、警備、清掃等を行うこと。
- ・ 企画内容に応じてテント、音響等必要な設備を設置し、運営に必要な資材やスタッフ等についても準備すること。
- ・ 地域代表者及び区内各種団体等の代表者等で構成し、駅伝大会等の企画内容の協議・決定を行う西淀川区民駅伝大会&親子ミニマラソン実行委員会（以下「駅伝大会等実行委員会」という。）を設置し、事務局として運営業務を行うこと。なお、駅伝大会等実行委員会の委員は発注者と協議して決定すること。年3回程度開催予定。
- ・ 実行委員会や関係機関との打ち合わせに伴う資料作成、印刷などを行うこと。
- ・ 広報物の作成及び配布を実施すること。
- ・ 市民活動団体等の協力を得て運営ボランティアを募って運営すること。

③「剣道」を通じた日本人と外国にルーツのある方の交流の促進につながる体験イベント

(ア) 実施日 令和7年7月6日(日)

(イ) 実施場所 西淀川スポーツセンター

※(ア)(イ)について上記以外で提案しても構わない。ただし、その場合は契約締結後、発注者と協議のうえ決定する。(ア)(イ)については、発注者が施設優先利用制度により確保済。

(ウ) 業務内容

- ・ 剣道を通じて外国にルーツのある方と地域住民の交流の促進につながる体験イベントを企画し、実施すること。
- ・ イベントの企画、調整、運営、広報、設営、撤収、行事進行、警備、清掃等を行うこと。
- ・ 実施にあたっては、西淀川区体育厚生協会と協働で実施できる内容とすること。
- ・ 関係機関との打ち合わせに伴う資料作成、印刷などを行うこと。
- ・ 必要に応じて広報物の作成及び配布を実施すること。
- ・ その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、発注者と事前調整を行うこと。

④区民が気軽に参加できるスポーツ・レクリエーションイベント

(ア) 実施日 令和8年3月15日(日)

(イ) 実施場所 西淀川区内

(ウ) 業務内容

- ・ 令和7年(2025年)度は「西淀川区制100周年」であるため、区制100周年を記念する内容の区内をめぐるハイキングを実施すること。
- ・ ハイキングの企画、調整、運営、広報、設営、撤収、行事進行、警備、清掃等を行うこと。
- ・ 実施にあたっては、西淀川区スポーツ推進委員協議会と区制100周年記念事業実行委員会と協働で実施できる内容とすること。
- ・ 関係機関との打ち合わせに伴う資料作成、印刷などを行うこと。
- ・ 必要に応じて広報物の作成及び配布を実施すること。
- ・ その他事業実施に必要な業務が生じた場合は、発注者と事前調整を行うこと。

(3) 各事業の共通事項

- ・ 業務の遂行に関しては、関係法令を遵守すること。
- ・ 外国にルーツのある方と地域の交流や外国文化の理解促進につながる内容や手法を可能な限り取り入れること。
- ・ 各事業の広報については、多言語に対応したチラシ等を作成し、効果的な広報活動を行うこと。
- ・ 本業務の趣旨を踏まえ、事務局機能を西淀川区役所附設会館内に置くことができる。その場合は指定管理者と協議・連携すること。
- ・ 契約締結後、速やかに業務計画書を作成すること。業務計画書には各事業の詳細な内容及び事業収支、その他事業運営にかかる全ての業務を盛り込むこと。
- ・ イベント開催にかかる官庁等各種許可申請等に必要な申請資料の作成及び届出等の手続きを行うこと。
- ・ 広報については区の広報紙、ポスター、チラシ、ホームページ、SNS等を活用すること。
- ・ 各事業の実施内容については事前に発注者の確認を得ること。
- ・ 各事業の実施場所は西淀川区内及び当該事業の目的を果たせる場所とすること。
- ・ 本業務で大阪市が管理する公園や西淀川区役所附設会館を使用する際は無料となる場合がある。
- ・ 発注者から貸与できる物品は【別表1】のとおり
- ・ 各事業について必要な保険(傷害、賠償、死亡等)に加入すること。
- ・ 事故等の緊急時の連絡体制及び現場の体制を確立すること。
- ・ 熱中症予防のため、水分・保冷剤等を用意するなど対策を講じ、関係者等で発症した場合は適切に対応するとともに、即座に発注者に連絡すること。
- ・ 参加者や参画者へのアンケートを実施し、各事業の効果検証を行うこと。アンケートの内容については発注者と協議して決定すること。
- ・ 事業実施にあたり、協賛金等の自主財源の確保に努め、事業の充実を図ること。自主財源の確保については事前に発注者と協議すること。
- ・ 事業実施にあたり、参加料等を徴収することができる。参加料等は参加者に還元される実費相当分とすること。
- ・ 本業務の実施にあたり得られる協賛金や参加料等の収入は本業務の経費に全て充当するこ

と。また、使途等の透明性を確保するとともに本業務委託料による執行分と明確に区分し、受注者の責任において適正に会計処理を行うこと。(本業務実施にあたり得られる収入に関する業務は業務委託の範囲とする。)

- ・ 本業務実施にかかる必要経費のうち、本業務の契約金額は下記の項目について契約上限額の範囲内で負担するものとし、受注者自らが収入する出店料、協賛金などは契約上限額を超えた部分及びそれ以外の経費に充当すること。

費目	想定される項目
事務局等経費	事務局スタッフ、各所調整、申請、会議、資料作成、問合せ対応 等
会場運営経費	催事、運営スタッフ、司会、ごみ処理、アンケート、保険 等
会場費	舞台、音響、電気、テント、トイレ、舞台等スタッフ、運搬、会場原状回復、会場料 等
広告宣伝費	ホームページ制作・更新、SNS アカウント取得・公開、チラシ、ポスター 等

- ・ 警備、誘導、設営等で発注者の職員は動員しない。(西淀川区民駅伝大会&親子ミニマラソンを除く。)
- ・ 事業運営に際し、参加者及び従事者の健康と安全に十分配慮すること。
- ・ 各事業終了後、事業実施報告書を作成し提出すること。事業実施報告書には実施概要及び事業収支(材料費、協賛金等含む)、アンケート結果等を含めて作成すること。(必要に応じて証拠書類を求める場合がある。)
- ・ 悪天候、自然災害の発生や新型コロナウイルス感染症拡大の状況、その他やむを得ない事情による中止の場合、中止決定日までの出来高払いとし、双方協議のもと契約金額を変更する。

5 業務報告

- ・ すべての業務完了後、業務報告書を提出すること。
- ・ 業務報告書には事業実施日時、場所、参加者数、プログラムをはじめとした実施概要、収支決算書、配布資料、イベントの記録(実施内容がわかる写真)、アンケート集計結果等を含めて作成すること。
- ・ 収支決算書には、本業務の実施にあたり生じたすべての収入および支出を記載すること。

6 その他

- ・ 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議して定めるものとする。ただし、軽微なものについては発注者の指示に従うものとする。
- ・ 本業務にかかる協議、打合せ等の必要経費はすべて受注者の負担とする。
- ・ 本業務の遂行にあたっては、発注者と連絡調整を密に行い、円滑に業務を遂行すること。
- ・ 守秘義務として、本業務にあたり業務上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後及び契約解除後においても同様とする。
- ・ 本業務の履行に際して受注者が知り得た個人情報の取り扱いについては、個人情報に関する特記仕様書に従うこと。
- ・ 受注者は、本件委託業務従事者がさまざまな人権問題について正しい認識を持って業務を遂行するよう、適切な研修を実施すること。また、研修終了後、速やかに「人権問題研修実施報告書」を発注者に提出すること(平成18年4月6日付け市民第19号「平成18年度本市並びに本市監理団体が恒常的に業務委託する業者について」に基づく)。

- ・ 受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪市が定めた「大阪市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第 1 条 受注者および受注者の役職員は、令和 7 年度西淀川区におけるコミュニティ育成事業業務委託に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成 18 年大阪市条例第 16 号）（以下「条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第 2 条 受注者は、当該業務について、条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（西淀川区役所総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）

第 3 条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第 4 条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第 5 条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

不適正契約事案の発注防止に関する特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の総務課（連絡先：06-6478-9625）に報告しなければならない。

貸与品一覧

	物品名	個数
1	舞台用横断幕（西淀川区民まつり）	1 枚
2	ラインカー	1 個
3	に～よん（着ぐるみ）	1 体
4	誘導棒	40 本
5	のぼり（ポール含む）	50 本
6	玉入れ用籠セット（赤・白・緑）	3 組
7	玉入れ用玉セット（赤・白・緑）	3 箱
8	ストップウォッチ	10 個
9	スターターピストル	2 個
10	三角コーン	30 個
11	コーンバー	20 本